

# DV被害者等のマイナンバーカードの保険証利用に係る対応について

R3年3月よりマイナンバーカードを保険証と連携することに伴い、DVや虐待等の被害により避難している方の被保険者情報等の個人情報の不正取得を防止するために以下の図のような対応が可能です。ただし、あくまで国民健康保険の情報を不開示とするものです。全ての住民情報等を制御するものではありませんのでご注意ください。

## 「不開示」とするメリット

加害者が被害者の被保険者情報を不正に閲覧・取得することを制御できる

マイナンバーカードと保険証を連携するためには事前に登録が必要です  
<連携すると閲覧可能な情報>

- ・被保険者資格情報（氏名、住所、生年月日等）
- ・医療機関、薬局情報（受診月、医療機関名、調剤内容）
- ・特定健診情報（特定健診の結果等）

## 「不開示」とするデメリット

- ・マイナンバーカードを使用して保険証としての利用ができない
- ・マイナポータルで被保険者情報が閲覧できない
- ・マイナンバーカードを使用して医療機関や薬局で診療・調剤・特定健診等の情報を共有できない等

